

## 軽貨物自動車購入仕様書

1. 購入台数 1台

2. 車種 令和6年度式 軽貨物自動車（電気自動車・EV） 5ドア箱型バン  
4名乗り エアコン付き

3. 駆動用バッテリー リチウムイオン電池式

4. 付属品	(1) フロアマット (前後席 荷室まで)	一式
	(2) サイドバイザー (前後 左右)	取付共一式
	仕様がない場合は前左右のみ可	
	(3) コントロールボックス付 充電ケーブル	一式
	(4) FM/AMラジオ	取付共一式
	(5) 三角停止表示板	一式

5. 文字記入 車体後面に「鹿児島市紋章・鹿児島市」と記入する。

字体は丸ゴシック 文字「黒」一字の大きさ 鹿児島市紋章 6cm  
鹿児島市 5cm角とする。電気自動車の広報用ステッカーの作成、貼付（運転席ドア及び助手席  
ドアの範囲内に收まる形。別添のロゴ図面参照）

6. 塗色（車体色） 白色

7. 納入期限 令和 7年1月31日（金）

8. 納入場所 清掃事務所

9. 添付書類他 自動車検査証の写し、自動車損害賠償責任保険証明書の写し、  
リサイクル券の写し、各2通

## 10. その他

- (1) 自動車納入については陸運支局、軽自動車協会等の行う車両検査に合格し、新規登録したものであること。
- (2) 1年間を保証期間とし、保証期間中は道路運送車両法第48条の定めによる定期点検を受注者の負担により行うものとし、消耗的な部品は発注者の負担とする。  
ただし、メーカー等において保証期間が定めてある場合は、どちらか長い保証期間を保証期間とする。
- (3) 保証期間経過後、あきらかにメーカー側に起因する不都合箇所が発生した場合は、受注者は無償にて取り替え又は修理を行うものとする。
- (4) 新規登録及び納入検査に要する諸費用及び手数料は全て受注者の負担とする。  
ただし自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金は発注者の負担とする。
- (5) 自動車納入についての陸運支局、軽自動車協会等への登録について。

① 使用者の氏名又は名称	《鹿児島市》
② 使用者の住所	《鹿児島市山下町11番1号》
③ 所有者の氏名又は名称	《鹿児島市》
④ 所有者の住所	《鹿児島市山下町11番1号》
⑤ 使用の本拠の位置	《鹿児島市大迫町11918番地》

※上記記載の名称、住所等については発注課と確認のうえ、自動車検査証（申請書）に記載のこと。

## 11. その他、不明な点及び詳細については担当者と協議すること。

担当；清掃事務所 橋口 電話238-0201

②助手席側



③正面



④後方

